

# 介護保険法上の 事後規制について

- 介護サービスの質を確保するため、平成18年4月から介護保険法上の介護サービス事業に係わる事後規制のルールを改正しました。
- ルールに違反した場合、介護保険上のサービスを継続できなくなります。
- 今回、その概要をとりまとめましたので、国民の信頼の向上を図るという観点からも、内容を十分に理解いただき適切に対応していただきますようお願いいたします。

(厚生労働省老健局振興課)

# 1 事後規制の導入の背景

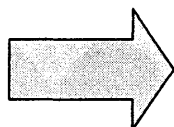
従前より「介護サービスの質を確保するため、事後規制のルールの整備が必要」という観点から以下のような指摘を受けていました。

## 指摘1 「指定拒否の要件が不十分」

過去に不祥事を起こした事業者で再発が見込まれる場合であっても、指定拒否が法律に明文化されておらず、指定権者である都道府県が指定を拒否することができない。

(例示)

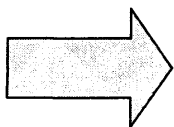
- ①A県で指定を取り消された事業者がB県で指定申請をしてきた場合
- ②過去に指定を取り消された事業者が別法人で指定申請をしてきた場合



指定等の要件の見直し

## 指摘2 「指定の効力に期限がない」

一旦、指定を受けたら、指定の効力に期限がないので、介護サービスの質を確保するために事業者が基準を遵守しているかを定期的に確認するような仕組みがない。



指定の更新制の導入

## 対策1

# 指定等の要件の見直し (指定の欠格事由、取消事由の追加)

指定の欠格事由に該当した場合、指定を受けることはできません。また、取消事由に該当した場合、既に受けている指定を取り消されることがあります。

特に、事業者のみならず法人役員等についても下記の要件に該当する場合は同様の取り扱いになります。

例えば、新たに介護サービスの事業所を開設しようとする法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定の欠格事由に該当し、指定を受けることができなくなります。

### ① 対象者を追加

・申請者（事業者）

追加

・申請者（事業者）

・法人役員  
・管理者 等

### ② 要件を追加

・人員基準欠如

・設備、運営基準違反

追加

・人員基準欠如

・設備、運営基準違反

・禁錮以上の刑を受けて、その執行が終わるまでの者であるとき

・介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行が終わるまでの者であるとき

・指定取消から5年を経過しない者であるとき

・5年以内に介護保険サービスに関し、不当又は著しく不正な行為をした者であるとき

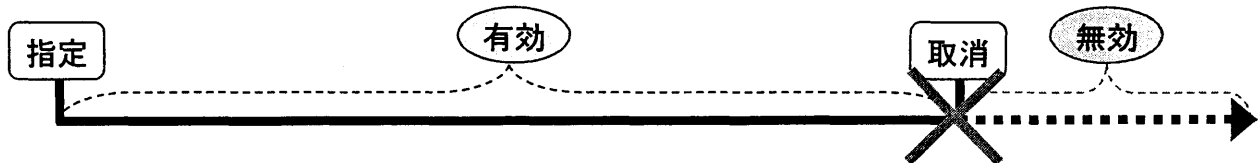
等

## 対策2

# 指定の更新制の導入

- 指定の効力に有効期間（6年）が設けられました。
- 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。

### 改正前 一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効

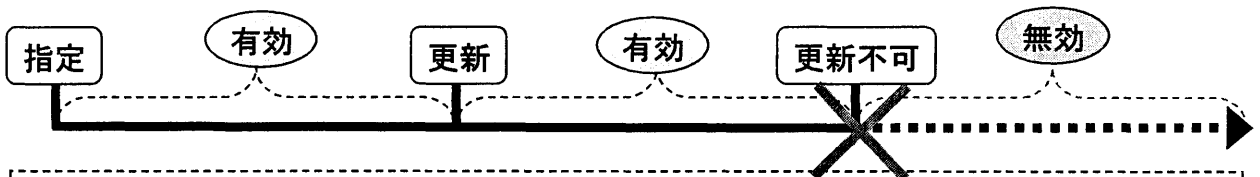


介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるかを、定期的にチェックする必要がある。

### 改正後

## 指定の更新制の導入

一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います



※事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効とされます。  
※病院等における居宅サービスのみなし指定の事業所は除きます。

特に留意していただきたい点は、事業者（申請者）のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなる点です。

例えば、指定居宅サービス事業所を経営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられず、介護保険上の指定居宅サービス事業の存続ができなくなります。

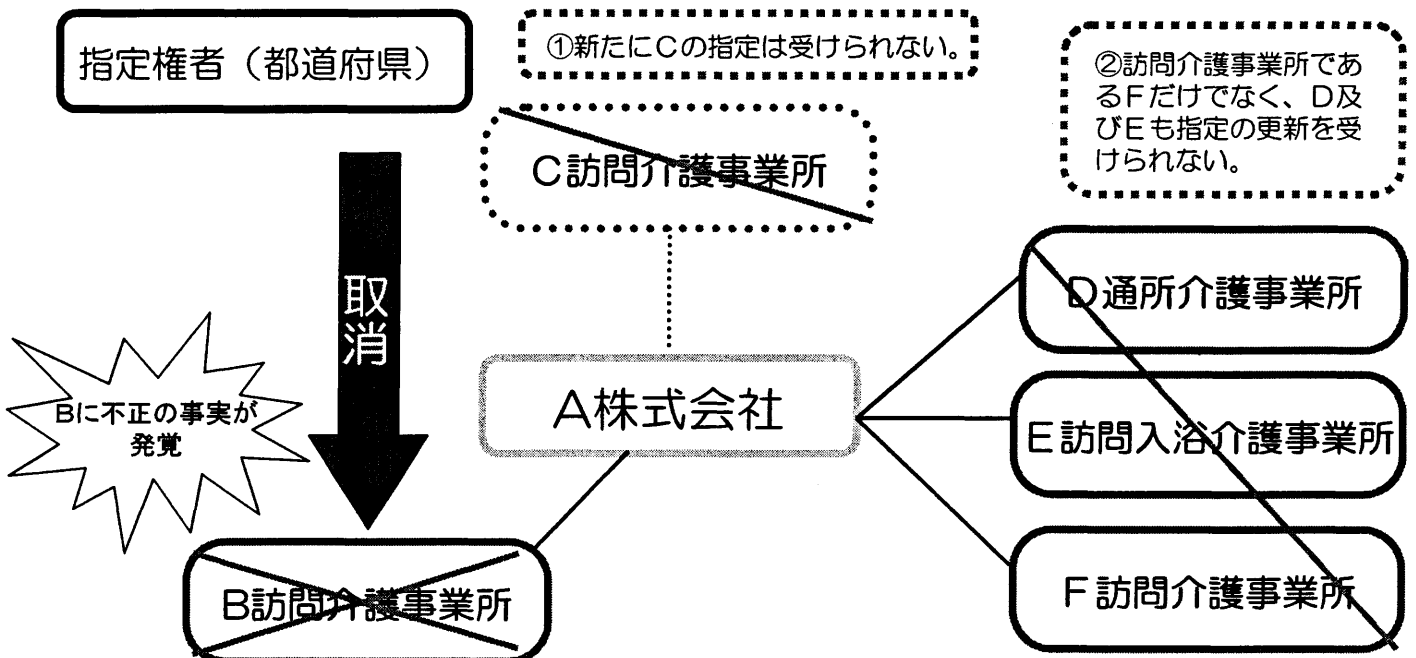
## 2 事後規制が適用される代表例について

- ① 介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消処分を受けた場合、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、新たに指定を受けることができません。
- ② 上記の法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができなくなります。
- ※ ①、②の際に適用される指定等の欠格事由は、原則として、同じ指定の類型（次ページ参照）の事業者が対象となります。

（具体例）

A株式会社が経営するB訪問介護事業所に不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定の取消処分を受けた場合、A株式会社は「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の欠格事由に該当するため、A株式会社は新たにC訪問介護事業所の指定を受けることができない。また、同様に、「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の更新の欠格事由にも該当するため、A株式会社が経営する同一の指定の類型であるD通所介護事業所、E訪問入浴介護事業所及びF訪問介護事業所もB訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられず、事業の継続ができなくなる。

（イメージ図）



### 3 介護サービスの指定の種類について

下記の介護サービスの指定・許可の種類（◎印）ごとに指定・更新・取消等の規定が適用されます。

#### ◎指定居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護 ○訪問入浴介護
- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護 ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売

#### ◎指定介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定福祉用具販売

#### ◎指定地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

#### ◎指定地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### ◎指定居宅介護支援

#### ◎指定介護予防支援

#### ◎指定介護老人福祉施設

#### ◎介護老人保健施設

#### ◎指定介護療養型医療施設